

**(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請記載例
(積替保管施設あり)**

産業廃棄物収集運搬業許可申請

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請

令和 6 年 3 月

長野県環境部資源循環推進課

目 次

○産業廃棄物収集運搬業許可申請の記載例	3
○事業範囲変更許可申請の記載例	16
○産業廃棄物処理業変更届出書の記載例	19
○特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の記載例	21

申請書の記載例（普通産業廃棄物収集運搬業の場合）

（様式8）【省令様式第6号（省令第9条の2関係）】

新規

更新

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

どちらかに○印を付ける。

令和**年**月**日

長野県知事 ○○ ○○ 殿

申請者

商業・法人登記の登記事項証明書（個人の場合は住民票）の住所、名称（氏名）を正確に記載する。

郵便番号 123-4567
 住所 長野県長野市**一丁目2番3号
 氏名 株式会社環境○○
 代表取締役 長野 一郎
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 012-345-6789

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

収集運搬（積替保管を含む。）する産業廃棄物
 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）
 収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物
 木くず、動植物性残さ（植物性残さに限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん及び石綿含有産業廃棄物を含む。）を含む）
 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

積替保管及び自動車等破砕物の有無を明記。限定は（ ）内に記載する。
 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取扱う場合は（ ）内に記載する。

事務所 長野県長野市**一丁目2番地3号
 電話番号 012-345-6789

事務所及び事業場の所在地

事業場 長野県佐久市**98番地7
 電話番号 098-765-4321

事業の用に供する施設の種類及び数量

ダンプ：3台、キャブオーバ：2台
 鋼式オーブンドラム：5個、フレコンバック：10個、廃蛍光管専用ケース：2個

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：長野県佐久市**98番地7
 面積：30㎡ 保管上限：20m³ 高さ：2m
 産業廃棄物の種類：汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 所在地：長野県佐久市**98番地7
 面積：20㎡ 保管上限：10m³ 高さ：1m
 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

※ 事務処理欄

この欄は積替保管を含む場合のみ記入する。

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	長野市	9511543210	
	愛知県	申請中（令和**年**月**日申請）	
	岐阜県	申請中（令和**年**月**日申請）	
	群馬県	申請中（令和**年**月**日申請）	
更新申請の場合は、長野県の許可番号を記載する。			
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍（地番まで記載すること） 住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
かんきょうまるまる 株式会社環境〇〇		長野県長野市**一丁目2番3号	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍（地番まで記載すること） 住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍（地番まで記載すること） 住 所	
役員欄は、役職名にかかわらず、取締役と同等以上の支配力を有する者について、住民票の写しのとおりに記載する。			
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍（地番まで記載すること） 住 所	
ながの いちろう 長野 一郎	S22. 2. 22 代表取締役	長野県長野市**一丁目2番3号 同上	
まつもと けんじ 松本 健二	S54. 3. 21 取締役	長野県松本市**9番地8 長野県長野市**二丁目3番4号	
うえだ はなこ 上田 花子	S24. 6. 8 取締役	長野県長野市**一丁目2番3号 長野県上田市**五丁目5番5号	
いいた みつお 飯田 三男	S12. 12. 12 監査役	長野県飯田市**1234番地56 長野県長野市**三丁目4番5号	
さく たろう 佐久 太郎	T10. 9. 8 相談役	長野県佐久市**12番地の3 同上	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	10,000 株		出資の額	20,000 万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		本 籍 (地番まで記載すること)
		割	合	住 所
ながの いちろう 長野 一郎	S22. 2. 22	5,000株		長野県長野市**一丁目2番3号
		50%		同上
うえだ はなこ 上田 花子	S24. 6. 8	2,000株		長野県長野市**一丁目2番3号
		20%		長野県上田市**五丁目5番5号
さく たろう 佐久 太郎	T10. 9. 8	2,000株		長野県佐久市**12番地の3
		20%		同上
まるばつさんぎょう 有限会社O×産業		1,000株		
		10%		長野県長野市**九丁目8番7号

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 (地番まで記載すること)
	役職名・呼称	住 所
ながの じろう 長野 次郎	S50. 1. 1	長野県長野市**一丁目2番3号
	松本支店長	長野県松本市**4番地5

支店等の代表者について、住民票の写しのとおりに記載する。

備 考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄（収入証紙貼付け欄）

提出部数は原則として1部。詳しくは手引P. 18参照

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

① 事業の概要

- ・主に、長野県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し自社積替え保管場所へ運搬し積替え後中間処理場へ運搬する。
- ・主に、食品工場から出る動植物性残さを収集し、中間処理場へ運搬する。

② 営業範囲

- ・愛知県、岐阜県、長野県、群馬県

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥、金属くずの混合物 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固形 (廃乾電池)	◇◇工業(有)他2社 長野県〇〇〇	長野県〇〇〇〇	(株)△△△△ 長野県***
2	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	〇t/月	固形	同上	長野県〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇 長野県〇〇〇
3	木くず	〇t/月	固形 (解体木くず)	〇〇建設(株) 長野県〇〇〇	なし	(株)〇〇〇〇 長野県〇〇〇
4	動植物性残さ	〇t/月	固形 (植物性残さ)	△△食品(有) 長野県〇〇〇	なし	(株)□□□□ 長野県〇〇〇
5	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形	同上	なし	〇〇〇〇(株) 長野県〇〇〇
6	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固形 (廃蛍光灯)	〇〇工場 長野県〇〇〇	なし	(株)〇〇〇〇 〇〇処分場 長野県〇〇〇
7	汚泥 (水銀含有ばいじんを含む)	〇t/月	泥状	同上	なし	(株)〇〇〇〇 長野県〇〇〇
8	汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む)	〇t/月	泥状	同上	なし	(株)〇〇 〇〇処分場 長野県〇〇〇
9						
10						

処分業者の処分場が複数ある場合は、処分場毎の名前と場所を記載

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	松本 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 株式会社環境〇〇	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 変更届に添付する場合は、備考欄にそれぞれの車両について新規・継続・廃止のいずれかを記載してください。 </div>
2	キャブオーバー	松本 100 い 22-22	8,000	(所有者) 株式会社〇〇リース (使用者) 株式会社環境〇〇	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		長野県長野市* *-丁目2番地3号 ※ 付近の見取図を添付すること。			
駐車場の所在地		長野県佐久市* *98番地7 ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
コンテナ	木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0m ³			
フレコンバッグ	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	0m ³			
廃蛍光管専用ケース	廃蛍光管(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	0m ³			
〇〇〇	汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)	0m ³	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品、水銀含有ばいじんを取り扱う場合は、各廃棄物の性状に応じて適切な運搬容器を記載・使用すること。 環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」「水銀廃棄物ガイドライン」を参照。 </div>		
△△△	汚泥(水銀含有ばいじんを含む)	0m ³			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

長野県佐久市**98番地7

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) $0m^3$

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず $00m^3$

廃蛍光管 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) $0m^3$

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画 (車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

① 脱着装置付コンテナ専用車

木くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥 (水銀含有ばいじん及び石綿含有産業廃棄物を含む) を含む

② キャブオーバー

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃蛍光管 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時 (休憩 1時間)

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始 (12月28日～1月3日)

従業員数の内訳

令和00年00月00日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	1人	1人	5人	3人	0人	15人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散・流出防止のため、荷台に防水シートを掛け、運搬容器はロープ等で固定する。
- ・ 個々の産業廃棄物の特性に合わせた取り扱い方法を、運転者に周知徹底し、実践する。
- ・ 車両及び容器は、必要に応じて、洗車・清掃を行ない清潔にしておく。
- ・ 特に石綿含有産業廃棄物の取扱いについては、次の点を徹底する。
 - ・ 飛散防止のため、原則として破砕又は切断しない。運搬のためやむを得ず破砕又は切断する場合は、飛散しないように湿潤化した上で、積込みに必要な最小限にとどめる。
 - ・ 他の廃棄物と混合しないように、仕切りを設ける。
 - ・ 飛散しないように梱包し、又は防水シートで覆う。
 - ・ 汚泥(石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもの)については、排出時に措置した二重梱包の状態に運搬する。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は、破砕することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないように専用の容器に入れて運搬する。
- ・ 水銀含有ばいじんは、専用の容器に入れて水銀の揮発及び漏洩を防止する措置をしたうえで運搬する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

- ・ 保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
- ・ 積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。
- ・ 事業場の悪臭、騒音、振動に関しては、場内の清掃や遮音壁の設置、建屋外での車両の徐行に努めることに対応する。
- ・ 屋外での積替え保管のため、雨水等により汚水が流出しないように、敷地の床面をコンクリートで舗装し、汚水側溝の方向へ約2%の勾配を設ける。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は、掲示板に種類を明示するとともに、専用の容器に入れ、その他の物を混合するおそれのないよう保管する。

(3) その他

- ・ エコアクション21の認証を取得し、環境への負荷を低減する取組みを推進する。
- ・ 役員が衛生管理者等の資格を取得、産業廃棄物処理業に関する新規講習会等を受講することにより、産業廃棄物の運搬について知識・意識の向上を図る。
- ・ 社員の法令順守の意識を高め、適切に収集運搬業務が行なえるよう、定期的に社内研修会を開催して資質の向上に努める。

運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	松本 100 あ 11-11
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <div data-bbox="880 887 1337 1151" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>140 ポイント（約 5 cm）以上</p> <p>産業廃棄物収集運搬車</p> <p>株式会社〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇号</p> <p>90 ポイント（約 3 cm）以上</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>PCB 廃棄物の収集運搬を行う場合には、「PCB」の表示が読み取れる写真とすること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は申請日の 3 か月前以内に撮影したものを添付してください。
<p>撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>	

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
注意事項			
・容器等の全体が写るように撮影すること。			
・PCB 廃棄物の収集運搬を行う場合には、「PCB」の文字及び収集運搬に係る PCB 廃棄物の種類の表示が読み取れる写真とすること。			
			撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
注意事項			
・容器等の全体が写るように撮影すること。			
・PCB 廃棄物の収集運搬を行う場合には、「PCB」の文字及び収集運搬に係る PCB 廃棄物の種類の表示が読み取れる写真とすること。			
			撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	廃蛍光管専用ケース	用途	廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
注意事項			
・容器等の全体が写るように撮影すること。			
・PCB 廃棄物の収集運搬を行う場合には、「PCB」の文字及び収集運搬に係る PCB 廃棄物の種類の表示が読み取れる写真とすること。			
			撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(様式17) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	25,000	
土地	購入費 5,000	
事務所1	造成費 2,500	建設費 5,000
事務所2	造成費 1,500	建設費 3,000
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000	建設費 4,000
調 達 方 法	自己資金	9,500
	借入金	15,500
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること 許可更新申請の場合にも添付すること		

更新に際して新たな資金を必要としない場合には、「0円（更新に際し特段資金を必要としない。）」等と記載してください。

(様式18) 【省令様式第6号の2(省令第9条の2関係)】

資産に関する調書(個人用)			
令和〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	定期預金		3,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅宅地 駐車場土地 積替保管施設の土地	200 m ²	25,000
建物	自宅 積替保管施設	2 棟	20,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
その他			
資 産 計			51,100
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			19,000
短期借入金			500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			19,500

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 〇〇 〇〇 様

申請者

住所 長野県長野市* *-丁目 2 番 3 号

氏名 株式会社環境〇〇
代表取締役 長野 一郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

申請書の記載例（事業範囲変更許可申請の場合）

（様式9）【省令様式第10号（省令第10条の9関係）】

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

郵便番号 123-4567

住所 長野県長野市*-丁目2番3郷

氏名 株式会社環境〇〇

代表取締役 長野 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 012-***-***

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	R*年4月1日 ・ 第2012345678号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	<p>収集運搬（積替保管を含む。）する産業廃棄物 <u>汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</u>、<u>廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</u>、<u>金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</u>、（<u>廃プラスチック類、金属くずは自動車等破砕物を除く。</u>）</p> <p>収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物 <u>木くず、動植物性残さ（植物性残さに限る。）</u>、<u>がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）</u>、<u>汚泥（水銀含有ばいじん及び石綿含有産業廃棄物を含む）を含む</u>） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
変更の内容	収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物に「 <u>汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</u> 」を追加。
変更理由	顧客より要望があつたため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	<p>（記載不要）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 収集運搬業許可申請の場合、この2つの欄の記載は不要です。 </div>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	（記載不要）
※ 事務処理欄	

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍（地番まで記載すること）
		住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
株式会社環境〇〇		長野県長野市* *-丁目2番3郷
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍（地番まで記載すること）
		住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	
ながの いちろう 長野 一郎	S22. 2. 22 代表取締役	長野県長野市* *-丁目2番3号 同上
まつもと けんじ 松本 健二	S54. 3. 21 取締役	長野県松本市* *9番地8 長野県長野市* *二丁目3番4号
うえだ はなこ 上田 花子	S24. 6. 8 取締役	長野県長野市* *-丁目2番3号 長野県上田市* *五丁目5番5号
いいた みつお 飯田 三男	S12. 12. 12 監査役	長野県飯田市* *1234番地56 長野県長野市* *三丁目4番5号
さく たろう 佐久 太郎	T10. 9. 8 相談役	長野県佐久市* *12番地の3 同上

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	本籍（地番まで記載すること） 住所
	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	住 所	
(ふりがな) 氏名又は名称 ながの いちろう 長野 一郎	S22. 2. 22	5,000株	長野県長野市**一丁目2番3号	
		50%	同上	
うえだ はなこ 上田 花子	S24. 6. 8	2,000株	長野県長野市**一丁目2番3号	
		20%	長野県上田市**五丁目5番5号	
さく たろう 佐久 太郎	T10. 9. 8	2,000株	長野県佐久市**12番地の3	
		20%	同上	
まるばつさんぎょう 有限会社O×産業		1,000株		
		10%	長野県長野市**九丁目8番7号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住 所
ながの じろう 長野 次郎	S50. 1. 1	長野県長野市**一丁目2番3号
	松本支店長	長野県松本市**4番地5

備 考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄（収入証紙貼付け欄）

変 更 届 の 記 載 例 (役員変更の場合)

(様式10) 【省令様式第11号 (省令第10条の10関係)】

**廃止
産業廃棄物処理業 届出書
変更**

令和*年**月**日

長野県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者

郵便番号 123-4567

住 所 長野県長野市**-丁目2番3号

氏 名 株式会社環境〇〇

代表取締役 長野 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 012-345-6789

年月**日付け第20*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		
変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) *法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	住	所
(変更内容が個人に係るものである場合) *法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 (地番まで記載すること) 住 所
まつもと けんじ 松本 健二(退任)	S54. 3. 21 取締役	長野県松本市**9番地8 長野県長野市**-丁目3番4号
あずみの はるこ 安曇野 春子(就任)	H3. 1. 5 取締役	長野県安曇野市***番地 同上
廃止又は変更の理由	取締役の交代	

就任者だけでなく退任者についても記載してください。
各役員について就任・退任の別を記載してください。

備 考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日 (法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日) 以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

変 更 届 の 記 載 例 (運搬車両変更の場合)

(様式10) 【省令様式第11号 (省令第10条の10関係)】

産 業 廃 棄 物 処 理 業
届 出 書
変 更

~~廃止~~

令和*年**月**日

長野県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者

郵便番号 123-4567

住 所 長野県長野市*-丁目2番3号

氏 名 株式会社環境〇〇

代表取締役 長野 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 012-345-6789

年月**日付け第20*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	長野 100 い 22-22 (追加) 長野 100 う 33-33 (追加)	長野 100 あ 11-11 (廃止)

変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) *法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) *法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む) 、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 (地番まで記載すること)
	役職名・呼称	住 所

各車両の詳細や変更の状況 (新規・継続・廃止) については様式 14-2【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】に別途記載していただきます。

廃止又は変更の理由	運搬車両1台廃止、2台追加
-----------	---------------

備 考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日 (法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日) 以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

申請書の記載例（特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合）

（様式11）【省令様式第12号（省令第10条の12関係）】

新規 ・ 更新

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請

どちらかに○印を付ける。

令和**年**月**日

長野県知事 ○○ ○○ 殿

申請者

郵便番号 123-4567

住 所 長野県長野市**一丁目2番3号

氏 名 株式会社環境○○

代表取締役 長野 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 012-345-6789

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>別表1及び2のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 長野県長野市**一丁目2番地3号 電話番号 012-345-6789</p> <p>事業場 長野県松本市**98番地7 電話番号 098-765-4321</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>普通貨物ダンプ：3台、普通貨物キャブオーバ：2台 鋼式オーブンドラム：5個、フレコンバック：10個、廃蛍光管専用ケース2個</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地：長野県佐久市**98番地7 面積：30㎡ 保管上限：20m³ 高さ：2m 産業廃棄物の種類：廃油（揮発油類、灯油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）、 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物）、 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物）</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

既に処理業の許可 (他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号 (申請中の場合には、申請年月日)	
	愛知県	申請中 (令和***年**月**日申請)	
	岐阜県	申請中 (令和***年**月**日申請)	
	群馬県	申請中 (令和***年**月**日申請)	
更新申請の場合は、長野県の許可番号を記載する。			
申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 (地番まで記載すること)	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
かんきょうまるまる 株式会社環境OO		長野県長野市**一丁目2番3号	
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 (地番まで記載すること)	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 (地番まで記載すること)	住 所
役員欄は、役職名にかかわらず、取締役と同等以上の支配力を有する者について、住民票の写しのとおりに記載する。			
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 (地番まで記載すること)	住 所
ながの いちろう 長野 一郎	S22. 2. 22 代表取締役	長野県長野市**一丁目2番3号 同上	
まつもと けんじ 松本 健二	S54. 3. 21 取締役	長野県松本市**9番地8 長野県長野市**二丁目3番4号	
うえだ はなこ 上田 花子	S24. 6. 8 取締役	長野県長野市**一丁目2番3号 長野県上田市**五丁目5番5号	
いいた みつお 飯田 三男	S12. 12. 12 監査役	長野県飯田市**1234番地56 長野県長野市**三丁目4番5号	
さく たらう 佐久 太郎	T10. 9. 8 相談役	長野県佐久市**12番地の3 同上	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	10,000 株		出資の額	20,000 万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		本 籍 (地番まで記載すること)
		割 合		住 所
なかの いちろう 長野 一郎	S22. 2. 22	5,000株		長野県長野市**一丁目2番3号
		50%		同上
うえだ はなこ 上田 花子	S24. 6. 8	2,000株		長野県長野市**一丁目2番3号
		20%		長野県上田市**五丁目5番5号
さく たろう 佐久 太郎	T10. 9. 8	2,000株		長野県佐久市**12番地の3
		20%		同上
まるばつさんぎょう 有限会社O×産業		1,000株		
		10%		長野県長野市**九丁目8番7号

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 (地番まで記載すること)
	役職名・呼称	住 所
なかの じろう 長野 次郎	S50. 1. 1	長野県長野市**一丁目2番3号
	松本支店長	長野県松本市**4番地5

支店等の代表者について、住民票の写しのとおりに記載する。

備 考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄（収入証紙貼付け欄）

提出部数は原則として1部。詳しくは手引P. 18 参照

(参考様式1)

別表1 特別管理産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲

No	取り扱う産業廃棄物の種類	取扱の有無	特記事項※1
1	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は別表2に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	○	
2	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は別表2に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	○	
3	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は別表2に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	○	
4	感染性産業廃棄物		
5	廃PCB等	○	低濃度PCB廃棄物に限る。
6	PCB汚染物		
7	PCB処理物		
8	廃水銀等		
9	指定下水汚泥		
10	廃石綿等	○	
11	銻さい（特定有害産業廃棄物であるもの）		
12	ばいじん（特定有害産業廃棄物であるもの）		
13	燃え殻（特定有害産業廃棄物であるもの）		
14	汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）		
15	処分するために処理したもの（特定有害産業廃棄物であるもの）		

※1 取扱う産業廃棄物に限定のある場合は、限定の内容について記載すること。

(注1) 申請に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

(注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

(注3) 特定有害産業廃棄物の種類については別表2に記載すること。

(参考様式2)

別表2 取り扱う特定有害産業廃棄物の種類及び有害物質

特定有害産業廃棄物の種類 有害物質	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	処分するために処理したもの
水銀又はその化合物			—	—			○	
カドミウム又はその化合物				—		○	○	
鉛又はその化合物				—		○	○	
有機リン化合物	—	—	—	—				
六価クロム化合物				—				
砒素又はその化合物				—				
シアン化合物	—	—	—	—				
PCB	—	—	—	—				
トリクロロエチレン	—	—	—	○				
テトラクロロエチレン	—	—	—	○				
ジクロロメタン	—	—	—					
四塩化炭素	—	—	—					
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—					
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—					
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—					
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—					
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—					
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—					
チウラム	—	—	—	—				
シマジン	—	—	—	—				
チオベンカルブ	—	—	—	—				
ベンゼン	—	—	—					
セレン又はその化合物				—				
1, 4-ジオキサン	—		—					
ダイオキシン類	—			—				

(注1) 申請に係る有害物質の項目に○を付けてください。

(注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎を付けてください

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

① 事業の概要

- ・主に、長野県内の化学工場製品製造業から排出される廃油、廃酸、廃アルカリを収集し、中間処理場へ運搬する。
- ・主に、長野県内の建設現場から出る廃石綿等を収集し、最終処分場へ運搬する。
- ・主に、長野県内の PCB 保管事業者から出る廃 PCB 等を収集し、北海道〇〇へ運搬する。

② 営業範囲

- ・愛知県、岐阜県、長野県、群馬県

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油 (揮発油類、灯油類、及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)	〇 t / 月	液状	〇〇化学工業(株) 〇〇工場 長野県〇〇	長野県佐久市 * * 9 8 番地 7	(株)〇〇〇〇 長野県〇〇〇
2	廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物)	〇 t / 月	液状	〇〇化学工業(株) 〇〇工場 長野県〇〇	長野県佐久市 * * 9 8 番地 7	(株)〇〇〇〇 長野県〇〇〇
3	廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物)	〇 t / 月	液状	〇〇化学工業(株) 〇〇工場 長野県〇〇	長野県佐久市 * * 9 8 番地 7	(株)△△△△ 長野県 * * *
<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; display: inline-block;"> 処分業者の処分場が複数ある場合は、処分場毎の名前と場所を記載 </div>						
4	廃石綿等	〇 t / 月	固形状	〇〇建設(株) 長野県〇〇	なし	(株)〇〇 〇〇処分場 長野県〇〇
5	廃 PCB 等 (低濃度 PCB 廃棄物に限る。)	〇 t / 月	液状	〇〇電気(株) 長野県〇〇	なし	〇〇安全事業(株) 北海道〇〇

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(様式 14-2) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2 関係)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	松本 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 株式会社環境〇〇	変更届に添付する場合は、備考欄にそれぞれの車両について新規・継続・廃止のいずれかを記載してください。
2	脱着装置付コンテナ専用車	松本 100 い 22-22	8,000	(所有者) 株式会社〇〇リース (使用者) 株式会社環境〇〇	
3	ダンプ	松本 800 う 33-33	5,000	株式会社環境〇〇	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	長野県長野市* * - 丁目2番地3号 ※ 付近の見取図を添付すること。				
駐車場の所在地	長野県松本市* * 98番地7 ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
鋼式ケミカルドラム缶	廃酸、廃アルカリ	〇〇ℓ			
鋼式クローズドラム缶	廃油	〇〇ℓ			
プラスチック袋	廃石綿等	〇〇m ³			
天板固着式ドラム缶	廃 PCB 等 (低濃度 PCB 廃棄物に限る。)	〇〇ℓ			

(様式 14-3) 【省令様式第 6 号の 2 (省令第 9 条の 2 関係)】

(3) 積替施設又は保管施設の概要

所在地：長野県佐久市**98番地7

面積：30m² 保管上限：20m³ 高さ：2m

産業廃棄物の種類：

廃油（揮発油類、灯油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）・・・00m³

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物）・・・00m³

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物）・・・00m³

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

（様式 14-4）【省令様式第 6 号の 2（省令第 9 条の 2 関係）】

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

① 脱着装置付コンテナ専用車

廃油（特定有害産業廃棄物を含む）、廃酸（特定有害産業廃棄物を含む）、廃石綿等

② ダンプ

廃酸（特定有害産業廃棄物を含む）、廃アルカリ（特定有害産業廃棄物を含む）、廃 PCB 等（低濃度 PCB 廃棄物に限る。）

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第 6 条の 10 で準用する第 4 条の 7 に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	1人	1人	5人	3人	0人	15人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 廃油、廃酸、廃アルカリを運搬する際は、事前にドラム缶の点検を行い、悪臭防止・飛散流出防止のため開口部をロックする。荷台に積載後は転倒しないようシートを掛けロープで固定する。
- ・ 廃石綿等を運搬する際は、事前にプラスチック袋(2重)の点検を行う。シートを掛けロープで固定して飛散流出の防止に努める。プラスチック袋の積載は、人力又はパレット等を利用するものとする。同一車両には廃石綿のみを積載し、他の廃棄物と混載しない。
- ・ 廃PCB等を運搬する際は、事前にドラム缶の点検を行う。容器にはPCB及びその種類の表示を行う。雨水の浸透を防ぐためシートを掛けロープで固定する。ドラム缶は転倒防止のため、ベルトで固定し隙間は吸着マットで埋める。

特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の種類によって細かい運搬基準があるため、例によらず、運搬基準を確認のうえ記載すること。

(2) その他

- ・ エコアクション21の認証を取得し、環境への負荷を低減する取組みを推進する。
- ・ 役員が衛生管理者等の資格を取得、産業廃棄物処理業に関する新規講習会等を受講することにより、産業廃棄物の運搬について知識・意識の向上を図る。
- ・ 社員の法令順守の意識を高め、適切に収集運搬業務が行なえるよう、定期的に社内研修会を開催して資質の向上に努める。

その他の書類は、P. 3からの普通産業廃棄物収集運搬業の記載例を参考としてください。